

第32期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

株式会社日本トリム

業務の適正を確保するための体制

①取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し代表取締役がその精神を取締役・使用人をはじめグループ会社全員に継続して周知徹底することにより、定款・法令及び社会倫理の遵守を企業活動の根幹と位置付け徹底する。

代表取締役は、管理事業部担当取締役をコンプライアンスに関する総括責任者として指名し、全社横断的なコンプライアンス体制の構築、維持・整備及び問題点の把握に努める。

監査役及び内部監査室は連絡を密にし、コンプライアンス体制の状況調査、法令及び定款上の問題及び矛盾の有無を確認し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

また、当社は取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為等を認められたとき、それを告発しても、当該人に不利益な扱いを受けない旨の、「社内通報制度」を制定する。

②取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び使用人の職務執行に係わる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、取締役会において定めるもの他、文書管理に関する「文書管理規程」を必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いをより明確にする。

これとともに意思決定に係わる文書の申請、回付、決裁等は個別の制度を定める。

尚、取締役及び監査役等は法令で定める場合の他、随時これらの文書を閲覧することができ、重要な文書の取扱いに関する社内規程の改廃には、取締役会の承認を必要とする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営活動の継続的発展を脅かす恐れのあるあらゆる損失の危険（リスク）を総合的かつ適切に認識し対応するために、リスク管理に関する規程を制定し、事業運営リスク及び個別リスクに対する基本的な管理システムを整備する。

またグループ各社及び事業部の代表者を責任者とする横断的組織を確立し、重大なリスクの未然防止、再発防止に努め事業の継続発展を確保する態勢を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画や全社的に影響を及ぼすような重要事項については、取締役会及び取締役・監査役並びに主要子会社の代表者等により構成されるグループ経営会議を開催し、総合的な検討を行う。また、施策及び業務の効率化を推進するため必要な会議を定期または随時に開催し、情報の共有化をはかり業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を行う。

同時に、業務の効率化に必要な情報インフラの整備、構築を図る。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の管理を行う。

また、当社及び子会社における円滑なグループ企業経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備するとともに、海外法人を含む関係会社に対し、当社の方針及び経営理念の指導・啓蒙を行うため定期または随時に関係会社連絡会議を開催する。

さらに、関係会社の管理の進捗状況を定期的に取り締り会及び経営会議において報告する。監査役と内部監査室は、定期または随時に関連会社管理体制を監査し、取締役会及び関係会社連絡会議で報告する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき会計に精通した使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、指名された使用人は監査役付として職務に専念する。

監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役または使用人は、法定の事項に加え、当社及び関連会社各社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施状況、重大な社内通報等を速やかに監査役に報告する体制を整備する。

従業員等は、監査役の監査に対して、職務の実施状況を正確に報告し、その職務に係わる資料等を開示する。また、監査役は必要に応じて会計監査人、弁護士その他の専門家と相談し、重要な改善策を取締り会に具申する。

さらに、監査役にその職務を補助すべき使用人が必要な場合は、監査業務の専門性、独立性に配慮し、当該使用人の人材選定にあたり監査役と協議する。

⑧財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築する。

また、その仕組みが適性に機能することを継続的に評価し、不備があれば、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保するものとする。

⑨反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の取引や関係を持たないことを基本方針とする。

また、警察、顧問弁護士等の外部の専門機関及び近隣の企業等との情報交換等を通じ、反社会的勢力に関する情報収集を日常的に行う等、緊密に連携をとり、体制の強化を図るものとする。

以上

連結注記表

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|---------------|--|
| (1) 子会社の数 | 10社 |
| (2) 主要な子会社の名称 | 株式会社トリムエレクトリックマシナリー
TRIMGEN CORPORATION
株式会社機能水細胞分析センター
株式会社トリムフィナンシャルサービス
広州多寧健康科技有限公司
株式会社トリムジンホールディングス
株式会社トリム メディカル インスティテュート
株式会社トリムライフサポート
PT.SUPER WAHANA TEHNO
株式会社ステムセル研究所 |

上記のうち、株式会社ステムセル研究所の株式を新たに取得したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|------------------|---|
| (1) 持分法適用の関連会社の数 | 3社 |
| (2) 主要な会社等の名称 | 多寧生技股份有限公司
株式会社南国市産業振興機構
株式会社西島園芸団地 |

上記のうち、株式会社南国市産業振興機構及び株式会社西島園芸団地の株式を新たに取得したため、持分法の適用範囲に含めております。

- | | |
|-------------------------|---|
| (3) 持分法を適用していない関連会社の名称等 | 株式会社トリムリゾート
高知ファイティングドッグス球団株式会社 |
| 持分法を適用しない理由 | 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

- (4) 持分法の適用の手続きにつ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と
いて特に記載すべき事項 異なる会社については、各社の直近の事業年度に
係る財務諸表を使用しております。

3. 子会社の事業年度等に関する事項

子会社のうち連結決算日と事業年度末日が異なるのは、株式会社トリムジン
ホールディングス、TRIMGEN CORPORATION、広州多寧健康科技有限公司、
PT.SUPER WAHANA TEHNO（共に事業年度末日は12月31日）であります。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、事業年度末日現在の財務諸表を基
礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整
を行うこととしております。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

(時価のあるもの)

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は
全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
平均法により算定）

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・原材料

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益
性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産
を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物
（付属設備を除く）については定額法によっており
ます。

無形固定資産（リース資産
を除く）

定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリー
ス資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同
一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリー
ス資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする
定額法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、翌連結会計年度支給額のうち当連結会計年度対応額を計上する支給見込額基準によっております。
- ③製品保証引当金 販売済製品の無償修理費用に充てるため、売上高に無償修理費の実績率を乗じた額を計上しております。
- ④返品調整引当金 将来予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績率等に基づき、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。
- ⑤役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ①退職給付に係る会計処理の方法 当社及び国内連結子会社の従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
なお、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）に基づく定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ②消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

5. 重要な会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が165,694千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が1,489千円減少しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建 物	232,567千円
土 地	1,242,410千円
計	1,474,977千円

②担保に係る債務

預り保証金(注)	219,639千円
(注) 預り保証金の契約金額によっております。	

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,827,143千円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,628,390	4,328,390	300,000	8,656,780

(注) 発行済株式総数の増加は平成25年10月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加4,328,390株であります。また、発行済株式総数の減少は取締役会決議に基づく自己株式の消却300,000株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	294,514	70	平成25年3月31日	平成25年6月26日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案する予定であります。

- ・配当金の総額 426,558千円
- ・1株当たり配当額 50円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月25日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 20,000株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電解水素水整水器の製造販売事業を行うにあたり、必要な資金は主として自己資金でもって使用しており、一部社債発行により資金を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行いません。

2. 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理事業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

割賦売掛金については、信販会社との保証契約により顧客の信用リスクをヘッジしております。

また海外子会社が行って生じた外貨建ての営業債権は、その相手先が同国の取引先であることから、為替の変動リスクはありません。

投資有価証券は、主にその他有価証券として投資目的の為の株式及び受益証券の保有であり、市場価格の変動リスクに晒されております。定期的に市場価格、プレス発表をモニタリングし市場変動リスクの回避に心掛けております。なお、当社グループはデリバティブ取引を行っておりません。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長9ヶ月後であります。

また、当社グループは、主に自己資金でもって運用しており、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画の作成・更新を行い、手許流動性を管理しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日現在（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額（※）
(1)現金及び預金	8,914,255	8,914,255	—
(2)受取手形及び売掛金	1,963,331		
貸倒引当金	△12,982		
差引	1,950,349	1,950,349	—
(3)割賦売掛金	2,721,101	2,717,301	△3,800
(4)投資有価証券			
その他有価証券	22,346	22,346	—
(5)長期預金	500,000	500,000	—
(6)支払手形及び買掛金	(662,094)	(662,094)	—
(7)1年内償還予定の社債	(300,000)	(300,000)	—
(8)未払法人税等	(673,643)	(673,643)	—
(9)長期預り保証金	(230,400)	(230,400)	—
デリバティブ取引	—	—	—

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。信用リスクは、保証契約により信用リスクが無いいため加味しておりません。

(4) 投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、受益証券は基準価格によっております。

(5) 長期預金

長期預金は変動金利によっており、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

負債

(6) 支払手形及び買掛金、並びに (8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 1年内償還予定の社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた結果、時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期預り保証金

主な長期預り保証金は、時価でもって帳簿価額としていることから、当該帳簿価額によっております。

また、この長期預り保証金は担保を付しているため、信用リスクはありません。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額24,781千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、三重県伊勢市等の地域において、賃貸店舗（土地を含む。）を有しております。平成26年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は86,294千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。減損損失の計上はありません。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,486,942	△11,964	1,474,977	770,000

(注) 1. 主な変動はありません。

2. 時価の算定方法

社外の不動産鑑定士による鑑定評価に基づく金額であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	1,747円31銭
1株当たり当期純利益	296円69銭

(注) 当社は平成25年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割について、当連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

個別注記表

1. 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②その他有価証券

(時価のあるもの)

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は
収益性の低下による簿価切下げの方法により
算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を
除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建
物（付属設備を除く）については定額法によ
っております。

無形固定資産（リース資産を
除く）

定額法によっております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る
リース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法
と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係
るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と
する定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、翌事業年度の支給額のうち当事業年度対応額を計上する支給見込額基準によっております。

製品保証引当金

販売済製品の無償修理費用に充てるため、売上高に無償修理費の実績率を乗じた額を計上しております。

返品調整引当金

将来予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績率等に基づき、将来の返品に伴う損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

役員退職慰労引当金

なお、数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）に基づく定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記事項

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	21,130千円
関係会社に対する長期金銭債権	50,139千円
関係会社に対する短期金銭債務	437,165千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	805,160千円
(3) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
①担保に供している資産	
建 物	232,567千円
土 地	1,242,410千円
計	1,474,977千円
②担保に係る債務	
預り保証金（注）	219,639千円
（注） 預り保証金の契約金額によっております。	
(4) 保証債務	
関係会社のオペレーティング・リース契約に対する保証	
株式会社トリム メディカル インスティテュート	246千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	売上高	26,210千円
	仕入高	2,949,537千円
	その他の営業取引高	901,275千円
	営業取引以外の取引高	773,090千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	421,039	95,955	391,384	125,610

(注) 自己株式の数の増加は、会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得20,000株及び平成25年10月1日付で株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによる増加75,955株であります。また、自己株式の数の減少は、取締役会決議に基づく自己株式の消却300,000株、子会社株式取得に対する自己株式の処分に伴う減少59,084株及びストックオプションの権利行使に対する自己株式の処分に伴う減少32,300株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	21,645千円
賞与引当金	39,160千円
退職給付引当金	50,030千円
役員退職慰労引当金	54,336千円
未払事業税	39,682千円
投資有価証券	33,123千円
その他	60,774千円
小計	298,753千円
評価性引当額	△57,163千円
繰延税金資産合計	241,589千円
繰延税金負債	
その他	△2,882千円
繰延税金負債合計	△2,882千円
繰延税金資産（負債）の純額	238,707千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%に変更されております。

この結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は8,530千円減少し、法人税等調整額が8,530千円増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	名称	議決権の所有割合 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
子会社	㈱トリム エレクトリック マシナリー	所有 直接100%	製商品の仕入等 役員の兼任	製品仕入高 (注1)	2,949,537	買掛金	354,037
子会社	TRIMGEN CORPORATION	所有 間接80%	役員の兼任	運転資金の 回収 (注2)	932,168	—	—
				貸付による利 息の受取 (注2)	69,900	—	—
				その他収益 (注3)	466,084	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. ㈱トリムエレクトリックマシナリーは当社製品の製造子会社となります。価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 運転資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

3. TRIMGEN CORPORATIONのその他収益につきましては、長期貸付金の回収に係る貸倒引当金の取り崩し額を計上しております。

4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,589円12銭

(2) 1株当たり当期純利益 220円82銭

(注) 当社は平成25年10月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割について、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。